

兵庫県の

こども医療費助成と 福祉医療+補聴器助成

中学3年生まで

通院・入院とも
無料
40市町
所得制限なしで無料
25市町



- 通院・入院とも無料
所得制限なし
 - 通院・入院とも無料
所得制限あり
 - 通院・入院とも無料
低所得世帯のみ
 - 未実施
- (2023年7月1日～)

ほとんどの市町で
通院も無料化が
実現しているね！



通院・入院とも無料
所得制限なし

通院・入院とも無料
所得制限あり

入院のみ無料
所得制限なし

入院のみ無料
所得制限あり

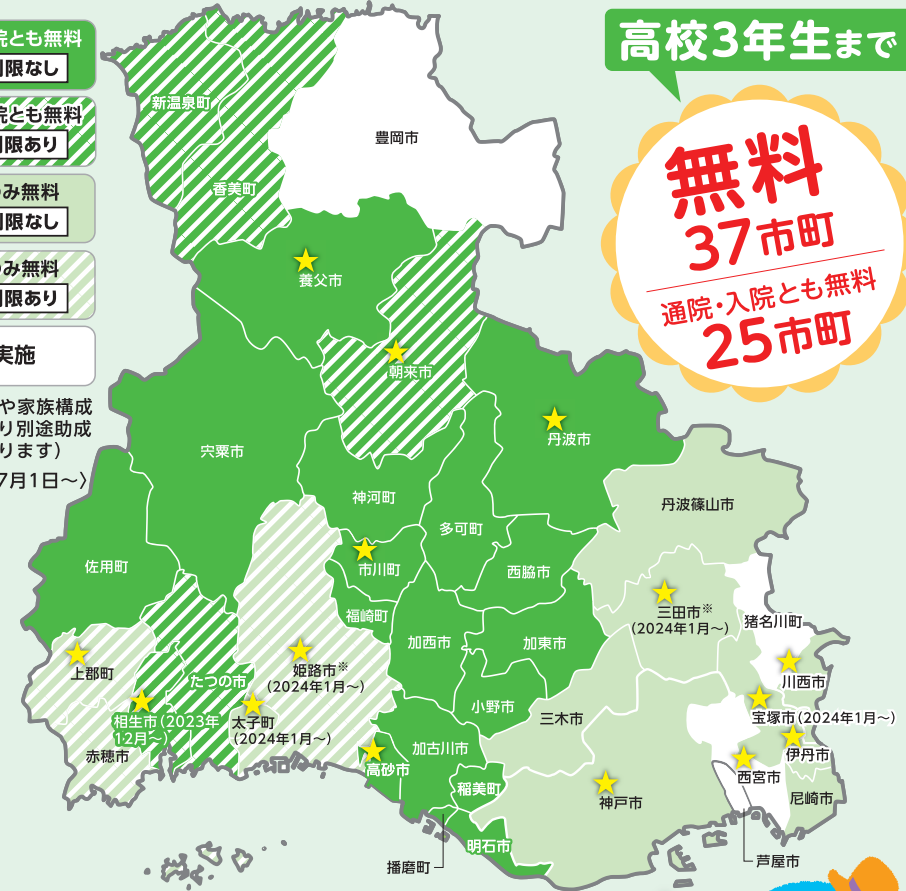
未実施

(※…所得や家族構成
などにより別途助成
制度があります)
(2023年7月1日～)

2023

高校3年生まで

無料
37市町
通院・入院とも無料
25市町



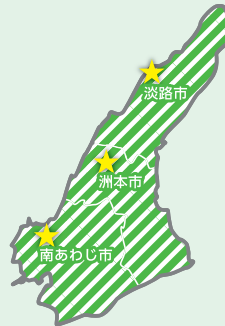
裏もみる
のじゃよ



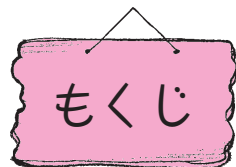
グレでもん



高3まで通院も
無料が6割を
超えたね！



星マークは
今年助成が
広がったよ！



兵庫県民だれもが、お金の心配なしに 安心して医療を受けられるように	1
解説・福祉医療制度をご利用いただくために	2
2023年度の特徴	3
表の見方	6

1. 乳幼児と、こどもの医療費助成

● 阪神	8
● 東播	10
● 北播	11
● 西播	12
● 但馬	14
● 北摂・丹波	15
● 淡路	15

2. 母子家庭等・1人親世帯医療費助成

● 阪神	16
● 東播	17
● 北播	18
● 西播	19
● 但馬	20
● 北摂・丹波	21
● 淡路	21

5. 補聴器購入費助成

制度ごとに地域別で表示しています

阪 神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
東 播	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北 播	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
西 播	姫路市、たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、 太子町、上郡町、佐用町
但 馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
北摂・丹波	三田市、丹波篠山市、丹波市
淡 路	淡路市、洲本市、南あわじ市

3. 重度障害者医療費助成

● 阪神	22
● 東播	24
● 北播	25
● 西播	26
● 但馬	27
● 北摂・丹波	27
● 淡路	27

4. 高齢期移行者医療費助成

● 阪神	28
● 東播	29
● 北播	29
● 西播	29
● 但馬	31
● 北摂・丹波	31
● 淡路	31

兵庫県民だれもが、お金の心配なしに安心して医療を受けられるように

高校生世代までの無料化が大きく拡大

兵庫県保険医協会理事長 西山 裕康

本書は、兵庫県内の市町が行っている福祉医療制度の現状をまとめたものです。

福祉医療制度とは、住民の健康保持・増進のために、こどもやひとり親家庭、重度障害者、高齢者など社会的、経済的に弱い立場にある患者さんの「医療費窓口負担」を軽減する地方自治体の助成制度のことです。国の制度では、一般に窓口で医療費の3割を負担しなければなりません。これらの自治体の助成制度により患者さんは無料もしくは少ない負担で医療機関にかかり治療を受けることができます。

この間、こども医療費を無料とする自治体が広がり、「中学3年まで通院・入院とも無料」の自治体は、県下41市町のうち40市町と、残すは神戸市のみとなっています。うち24市町では「所得制限」なく、安心して医療にかかることができるようになっています。加えて、「高校生世代まで助成」を行う市町は9市町増えて37市町と9割に広がり、「入院・通院とも無料」の市町が25市町と6割を超えました。すべてのこどもたちがお金の心配なしに医療を受けられる制度が、自治体の努力で広がっています。

一方で、このように自治体が努力して作った福祉医療制度（窓口負担の軽減）に対して、「ムダな受診が増えて医療費が多くなる」という理由から、国は福祉医療を実施する自治体への「ペナルティ」ともいえる「国民健康保険への補助金の削減」を行っています。

本来医療は国が責任を持つべきで、住む自治体によって医療費窓口負担に差があるではありません。特に18歳までのこどもの医療費窓口負担は無料にして、安心してこどもを産み育てる社会にし、少子化に歯止めをかけるべきではないでしょうか。こども対象の制度だけでなく、住民の命と健康を守る福祉医療制度を充実させるためには、地域住民の皆さまのご理解とご協力が必要です。国民皆保険制度は、だれもお金の心配なしに安心して医療を受けられる制度であるべきです。

今回から新たに補聴器購入費助成制度について調査し、8市町が独自に購入費補助を行っていることが分かりました。兵庫県は、「補聴器活用調査」として購入費補助を行いました。募集は50人、期間は1年のみと限定的なものでした。聴力低下に早期に対応することで認知症などの進行を緩やかにすることが期待できるため、助成制度の創設・拡充は重要です。

私たち保険医協会は、さまざまな署名活動やパンフレットなどを通じて、患者負担の軽減を訴えています。ご一緒に努力してまいりましょう。

福祉医療制度をご利用いただくために

本書は、兵庫県内の自治体が行っているこどもや一人親世帯、障害者などの医療費を助成する福祉医療制度について、兵庫県保険医協会が調査した結果をまとめたものです。

福祉医療制度には、兵庫県が実施するものと、市町が実施するものがあり、兵庫県の制度は、全県共通ですが、市町が単独実施する制度は、市町により異なります。

例えば、中学3年生までのお子さんの医療費に対する助成は、国の制度では医療費の3割分が患者さんの負担ですが、兵庫県のこども医療費制度では1割分が助成され、2割分は患者さんが負担しなければなりません（小4～中3・外来の場合）。しかし、その2割分を市町がさらに助成すれば、患者さんの負担はなくなります。

このように、福祉医療制度は、国の公的医療保険制度を土台に、県の制度があり、さらに市町が上乗せするという3層構造になっています。国、県、市町の組み合わせがどのようになっているか、所得制限や、障害の程度などによっても受けられる制度が異なりますので、お住まいの自治体の制度を良く知る必要があります。

本書では、その大まかな内容をご案内しておりますので、条件に合うと思われたら、市町の窓口に申請を相談しましょう。条件に合うと判断されれば、受給者証が発行されます。医療機関の窓口で、公的医療保険の保険証とともに、受給者証を提示すれば、福祉医療が受けられます。

お住まいの自治体以外の取り扱い

福祉医療の受給者証は、県内であれば、お住まいの自治体だけでなく他の自治体の医療機関でも有効です。県外の医療機関を受診された場合は、窓口では一旦、通常の3割負担分を医療機関にお支払いいただきますが、あとで払い戻しを受けることができます。領収書をもとにお住まいの自治体に還付請求を行ってください。

2023年度の特徴

県内41市町のうち、20市町で福祉医療制度が改定されています。「こども医療費」の改定20市町、母子1市、重度障害者1市でした。

今年から補聴器購入に関する制度を調査した結果、8市町で実施をしていることが分かりました。

乳幼児・こども医療費助成制度

神戸市以外すべての市町で「中3まで通院・入院とも無料」の制度があります。なお、尼崎市、三田市、豊岡市は対象が住民税非課税世帯に限られています。

中3を超えて無料とする市町は9市町増えて37市町と、県内41市町の9割を超えました。尼崎市で就学前まで、豊岡市で小3まで所得制限が撤廃され、制度が改善されました。25市町では通院・入院とも高校3年生世代まで無料で、うち17市町は所得制限がありません。

新たに高校生世代の無料化を拡充した市町

所得制限なしで入院通院とも無料：

高砂市・市川町・養父市・丹波市

所得制限ありで入院通院とも無料：

相生市（2023年12月～）・朝来市・淡路市・洲本市・南あわじ市

所得制限なしで入院のみ無料：

伊丹市・宝塚市（2024年1月～）・川西市・太子町（2024年1月～）

所得制限ありで入院のみ無料：

三田市（2024年1月～）・姫路市（2024年1月～）・上郡町



〈改定した制度の概要〉

①神戸市

通院助成の対象者が高校3年生世代までに拡充されました（1医療機関・薬局等当たり1日400円を限度に月2回まで）（2023年10月～）。

②尼崎市

就学前までの通院について自己負担が無料となりました（所得制限なし）。

③西宮市

対象者が高校3年生世代まで拡充されました。高1～高3世代は所得制限はありません（通院1日800円限度・月2回まで、入院1割負担・月3,200円限度）。

④伊丹市

対象者が高校3年生世代まで拡充され（入院のみ、償還払い）、所得制限が撤廃されました。

⑤宝塚市

（2024年1月～）対象者が高校3年生世代まで拡充され（入院のみ、償還払い）、所得制限が撤廃されました。

⑥川西市

対象者が高校3年生世代まで拡充され（入院のみ、償還払い）、所得制限が撤廃されました。

⑦高砂市

高校3年生世代まで入院・外来とも無料となりました（所得制限なし）。

⑧姫路市

（2024年1月～）対象者が高校3年生世代まで拡充されます（入院のみ、所得制限あり）。保護者が3人以上の子どもを養育している世帯については所得制限が撤廃されます。

⑨相生市

2023年12月頃を目途に高校生世代の通院も対象になります（所得制限あり）。

⑩市川町

高校3年生世代までの外来の自己負担が無料となりました（所得制限なし）。

⑪太子町

（2024年1月～）高校3年生世代までの入院の自己負担が無料となりました（所得制限なし）。

⑫上郡町

対象者が高校生3年生世代まで拡充されました（入院のみ、償還払い、所得制限あり）。

⑬豊岡市

小3までの所得制限が撤廃され自己負担が無料となりました。

⑭養父市

対象者が高校3年生世代まで拡充されました（所得制限なし）。

⑮朝来市

高校3年生世代までの外来の自己負担が無料となりました（所得制限あり）。

⑯三田市

（2024年1月～）通院助成の対象が高校3年生世代まで拡充されます（所得に応じて一部負担あり）。

⑰丹波市

所得制限が撤廃され、対象者が高校3年生世代まで拡充されました。

⑱淡路市

高校3年生世代までの外来の自己負担が無料となりました（所得制限あり）。

⑲洲本市

高校3年生世代までの外来の自己負担が無料となりました（所得制限あり）。

⑳南あわじ市

高校3年生世代までの入院・外来の自己負担が無料となりました（所

得制限あり)。

母子家庭等・1人親世帯医療費助成

①川西市

高校生世代の入院の自己負担が無料になりました（所得制限あり、償還払い）。

重度障害者医療費助成制度

①川西市

高校生世代の入院の自己負担が無料になりました（所得制限あり、償還払い）。

★表の見方

制度ごと、地域ごとに、見開き2ページ単位で掲載しています。各見開きページの最初に、国と県の制度を掲載しています。各市町の制度欄は、県制度に対して上乗せ制度がある場合のみ、表に掲載しています。上乗せ制度がない場合は、欄外に該当する自治体名を掲載しています。

メモ

国民医療費と患者さんの窓口負担のお話

国民医療費は三つの財源からなっています。「公費（国と地方）」「保険料」「患者さんの窓口負担」です。医療費が増加すれば、これらの財源を通して負担しなくてはなりません。

税金の主なものは法人税、所得税、消費税です。前2者は不十分ながら「能力に応じた負担」ですが、消費税は低所得者に負担の重い、逆進性の高い税です。保険料には被保険者負担と事業主負担がありますが、先進国の中では、日本の事業主負担割合は低い方です。患者さんの窓口負担は「受益者負担」と言われ、患者さんの負担をさらに増やそうという話が政府ではされていますが弱者である患者さんの窓口負担を増加するのは、「受難者負担」となり、国民皆保険の原則に反しているのではないのでしょうか。

キャラクター紹介

全国の医師・歯科医師の団体「全国保険医団体連合会」の行う待合室キャンペーンのキャラクター。国民皆保険の「いつでも」「どこでも」「誰でも」医療にかかるという理念にちなんでいます。



いつでももん

大きなからだの、のんびりやさん
自慢→立派なお髭
（海外暮らしの経験あり）
好きなもの→お風呂
（いつも温泉につかっています）
心配事→マイナンバー制度



どこでももん

メガネがすてきな、おしゃれさん
自慢→豊富な知識（色んなニュースを届けます）
好きなもの→読書（いつも本を読んでいます）
心配事→消費税増税、保育問題



だれでももん

小さなからだの、せっかちさん
自慢→抜群の運動神経（じつはお年寄りおもしろい）
好きなもの→スケボー（いたずらも大好き）
心配事→おとしよりの窓口負担増



ホショーサン

カイホアイランドの長老で
財源についての論者
みんなが相談に訪れます

詳しく知りたい方は

保団連 待合室キャンペーン

検索



乳幼児と、こどもの医療費助成

対 象 者		自 己 負 担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
就学前まで	なし	2割	
国	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。 小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。 それぞれ所得に応じた自己負担があります。		
兵庫県	0歳	なし	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、月2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)	
	小4～中3まで		定率2割負担
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

阪 神

神戸市	0歳～2歳児まで	なし	なし	なし
	3歳～高3 (18歳に達した最初の3月31日まで)		1日400円(2割負担)、 月2回まで	
尼崎市	0歳～就学前	なし	なし	なし
	小1～中3	①低所得者世帯	なし	
		②一般	1日400円、月2回まで	
		③特定	1日800円、月2回まで	
	高1～高3 (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	3割(通院の助成制度はない)	

※尼崎市の所得制限

- ①低所得 保護者及び扶養義務者いずれもが、市民税非課税で、年金収入＋その他の所得の金額が80万円以下
- ②一 般 保護者または扶養義務者どちらかが、年金収入＋その他の所得の金額が80万円を超える(または、市民税課税か、市民税未申告である)
- ③特 定 保護者及び扶養義務者の市民税所得割額の合計額が23万5千円以上

対 象 者			自 己 負 担	
対象年齢		所得制限の概要	通院	入院
西宮市	0 歳	なし	なし	
	1 歳～中 3 まで	県の所得基準内		
		県の所得基準外	1 日800円限度・ 月 2 回まで	1 割負担・ 月3,200円限度
	高 1 ～高 3 まで (18歳に達する日 以降の最初の 3 月 31日まで。学校に 通ってなくても対 象)	なし		
芦屋市	0 歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	1 歳～中 3 まで	保護者及び扶養義務 者いずれもが市民税 所得割税額23.5万円 未満 (世帯合算はしない)		
伊丹市	0 歳～中 3 まで	なし	なし * 食事代は申請により助成 (0 歳～ 6 歳児)	
	高 1 ～高 3		3 割 (通院の助成制度はない)	なし (償還払い)
宝塚市	0 歳～中 3 まで	なし (2024年 1 月～)	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	高 1 ～高 3		3 割 (通院の助成制度はない)	なし (償還払い)
川西市	0 歳～中 3 まで	なし	なし 小児慢性特定疾病および自立支援医療 (育成 医療) については助成後の自己負担額につい ても助成 (償還払い)	
	高 1 ～高 3 (18歳に達した最 初の 3 月31日まで)		3 割 (通院の助成制度はない)	なし (償還払い)
猪名川町	0 歳～中 3 まで	なし	なし	

乳幼児と、こどもの医療費助成

対 象 者		自 己 負 担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
就学前まで	なし	2割	
国	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。 小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。 それぞれ所得に応じた自己負担があります。		
兵庫県	0歳	なし	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、月2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)	
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

東 播

明石市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし
加古川市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)
高砂市	0歳～高3まで (18歳に達する最初の3月31日まで)	なし	なし
稲美町	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)
播磨町	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)

北 播

	対 象 者		自 己 負 担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
西脇市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の年度末まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
三木市	0歳～中3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	高1～高3まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。高校に通っていないくても対象)		(3割) 通院の助成制度はない	
小野市	0歳～高3 (18歳に達した最初の年度末まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
加西市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
加東市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の年度末まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
多可町	0歳～高3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	



乳幼児と、こどもの医療費助成

対 象 者		自 己 負 担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。 小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。 それぞれ所得に応じた自己負担があります。		
兵庫県	0歳	なし	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、月2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)
	小4～中3まで		定率2割負担
	※助成対象に訪問看護療養費が追加されました		

西 播

姫路市	0歳～3歳未満	なし	なし	
	3歳～中3まで	県と同じ	なし	
	高1～高3 (18歳に達する日以降 の最初の3月31日まで)		(3割) 通院の助成制度はない	なし(償還払い) (2024年1月～)
たつの市	(2024年1月～) 多子 世帯(※)の高校3年生 世代まで ※保護者が3人以上の 子どもを養育している 世帯	なし	なし	
	0歳～中3まで	なし	なし	
赤穂市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	扶養義務者等の市町村民 税所得割税額が23.5万円 未満の人 (世帯合算はしない)	(3割)	
	高1～高3まで		通院の助成制度はない	

	対 象 者		自 己 負 担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
相生市	0 歳	なし	なし	
	1 歳～中 3 まで	扶養義務者等の市町村民 税所得割税額が23.5万円 未満の人 (世帯合算はしない)		
	高 1 ～高 3 まで		3 割 (2023年12月～なし)	なし（償還払い） (2023年12月～ 現物給付)
宍粟市	0 歳～中 3 まで	なし	なし	
	中卒後、18歳以下の 児童 ・18歳に達する年 度 の 末（ 3 月31 日） まで	中卒後就労し、児童本人 に下記の所得がある場合 は対象外（本人の合計所 得48万円超、給与収入の み の 場 合 は 収 入 が103万 円超）		
神河町	0 歳～18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の 末（3月31日）までの者 ・高校に通学していな くても対象 ・就職、婚姻をした 者、生活保護受給者は 対象外	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
市川町	0 歳～高 3 まで (18歳に達する日以 後の最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
福崎町	0 歳～高 3 まで (18歳に達した 最初の3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
太子町	0 歳～中 3 まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	高 1 ～高 3 (18歳に達する日以 降の最初の3月31日まで)		3 割 (通院の助成制度はない)	なし
上郡町	0 歳	なし	なし	
	1 歳～中 3 まで	保護者又は、扶養義務者 の市町村民税所得割税額 が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	高 1 ～高 3 まで	保護者又は、扶養義務者 の市町村民税所得割税額 が23.5万円未満 (世帯合算する)	3 割 (通院の助成制度はない)	なし (償還払い)
佐用町	0 歳～18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の 末（3月31日）までの者 ・高校に通学していな くても対象 ・就職、婚姻をした 者、生活保護受給者は 対象外	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	

乳幼児と、こどもの医療費助成

対 象 者		自 己 負 担	
対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。 小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾病の医療費助成」が受けられます。 それぞれ所得に応じた自己負担があります。		
兵庫県	0歳	なし	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、月2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)
	小4～中3まで		定率2割負担
	※助成対象に訪問看護療養費が追加されました		

但 馬

豊岡市	0歳～小3	なし	なし	なし
	小4～中3	県と同じ	定率2割負担、負担限度額月額1,600円	
	0歳～中3	住民税非課税世帯	なし	
養父市	0歳～高3まで (18歳到達後の最初の3月末まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
朝来市	0歳	なし	なし	
	1歳～高3まで (18歳に到達する年度末まで)	県と同じ		
香美町	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	1歳～18歳 (18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで	県と同じ		
新温泉町	0歳～中3まで	なし	なし	
	中卒後、18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の末(3月31日)までの者	県と同じ		

北摂・丹波

三田市	0歳～未就学児	なし	なし	
	小1～高3 (18歳に達した最 初の3月31日)ま で	低所得者 市民税非課税世帯かつ、世 帯全員の年金収入と他の所得 との合計が80万円以下の世帯	なし	
		市民税所得割額23.5万円 未満の世帯	1医療機関等あたり1日上 限400円(2割、月2回まで)	なし
丹波篠山市	0歳～小3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	小4～中3まで	通院の場合 保護者の市民税所得割額が23.5 万円未満(世帯合算はしない) 入院の場合は、所得制限なし		
	中学卒業後、18歳以下の児童 ・18歳に達する年度の末(3 月31日)までの者 ・高校に通学していなくても対象 ・就職、婚姻をした者、生 活保護受給者は対象外	なし	3割 (通院の助成制度はない)	なし (償還払い、他公費助成 後の自己負担額について も助成)
丹波市	0歳～高3まで (18歳に達した最初の 3月31日まで)	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	

淡 路

淡路市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	1歳～小3まで	保護者の市民税所得 割額が23.5万円未満 (世帯合算する)	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
		保護者の市民税所得 割額が23.5万円以上 (世帯合算する)	1日800円、月2回まで	1割負担、上限月3,200円 3カ月を超える入院の場合、 続く4カ月目以降はなし
	小4～高3 (18歳に達した最初の3 月31日まで)	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
洲本市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	1歳～高3 (18歳に達した最初の 年度末まで)	保護者の市民税所得割額が 23.5万円未満(世帯合算する)		
南あわじ市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額の一部負担に ついても助成(償還払い)	
	1歳～高3 (18歳に達した最初の 年度末まで)	県と同じ		

母子家庭等・1人親世帯医療費助成

対 象 者		所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表 1 参照（P 21）	1 医療機関等あたり 1 日800円、月 2 回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3 カ月を超える入院の場合、続く 4 カ月目以降はなし
	低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月 2 回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3 カ月を超える入院の場合、続く 4 カ月目以降はなし	
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました				

阪 神

神戸市	収入のある重度障害者の配偶者とその児童も対象	母親の場合は、児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21) その他の扶養義務者の場合は、所得236万円に扶養親族1人当たり38万円を加えた額未満	1 日400円 月2回まで	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 高校生以下はなし
尼崎市	高等学校に在学中の場合は、20歳に達する日以降、最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	児童はなし

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
西宮市	県と同じ	母又は父、扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23.5万円未満	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
芦屋市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
宝塚市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
川西市	県と同じ			
	高1～高3 (18歳になった後、最初の3月31日まで)	県と同じ	県と同じ	なし (償還払い)

※伊丹市、猪名川町は県と同じ

東 播

明石市	県と同じ	子についての所得制限は、下記の通り ①母等・養育者 児童扶養手当の一部支給基準を準用 ・別表2参照(P21) ②扶養義務者 特別児童扶養手当の基準を準用 ・別表3参照(P21)	子については1日600円、月2回まで	子については負担限度額2,400円
加古川市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
高砂市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P21)	県と同じ	
播磨町	子どもが20歳に達する日以降の最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	

※稲美町は県と同じ

母子家庭等・1人親世帯医療費助成

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表 1 参照 (P 21)	1 医療機関等あたり 1 日800円、月 2 回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3 カ月を超える入院の場合、続く 4 カ月目以降はなし
	低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月 2 回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3 カ月を超える入院の場合、続く 4 カ月目以降はなし	
※助成対象に訪問看護療養費が追加されました				

北 播

西脇市	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
三木市	県と同じ（中学3年生までは子ども医療費助成制度で実施。高校3年生（18歳に達した最初の3月31日）までは入院医療費を子ども医療費助成制度により償還払い）	
小野市	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
加西市	県と同じ	18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）は、なし。他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い） 18歳超（18歳到達後の最初の4月1日以降）は、県と同じ
加東市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P21)

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
多可町	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P21)	県と同じ	

西 播

姫路市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P21)	県と同じ	
たつの市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	県と同じ	
赤穂市	満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を、現に看護する配偶者のいない母、又は父、及び当該看護される児童	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	県と同じ	
相生市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	県と同じ	
宍粟市	県と同じ	児童のみ児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）は、なし 20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父は、県と同じ	
神河町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	県と同じ	
市川町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	県と同じ	
福崎町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P21)	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
太子町	県と同じ		県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
上郡町	県と同じ		中学生以下はなし	
佐用町	県と同じ	子の判定については児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P21)	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表 1 参照(P21)	1 医療機関等あたり 1 日800円、月 2 回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く 4 カ月目以降はなし
		低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月 2 回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く 4 カ月目以降はなし
	※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

但 馬

豊岡市	県と同じ		中学3年以下は償還払いでなし
香美町	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
新温泉町	県と同じ	なし	県（一般）と同じ

※養父市、朝来市は県と同じ

北摂・丹波

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
三田市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ	
丹波篠山市	子どもが20歳に達する日の属する月の末日まで	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
丹波市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	

淡 路

洲本市	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
-----	------	-----------------------------------

※淡路市、南あわじ市は県と同じ

別表1・児童扶養手当（全部支給）の所得基準参照表

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額	
	収入の目安	所得
0人	122万円未満	49万円未満
1人	160万円未満	87万円未満
2人	215万7千円未満	125万円未満
3人	270万円未満	163万円未満
4人	324万3千円未満	201万円未満
5人	376万3千円未満	239万円未満

別表2・児童扶養手当（一部支給）の所得基準

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額	
	収入の目安	所得
0人	311万4千円未満	192万円未満
1人	365万円未満	230万円未満
2人	412万5千円未満	268万円未満
3人	460万円未満	306万円未満
4人	507万5千円未満	344万円未満
5人	555万円未満	382万円未満

別表3・特別児童扶養手当の所得制限基準

扶養親族等の人数	所得額	
	受給資格者本人	配偶者および養育者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円



重度障害者医療費助成

対 象 者		所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者は1,600円） 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

阪 神

神戸市	①身体障害3級と中度の知的障害との重複障害者 ②内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能）の等級が3級の身体障害者手帳所持者	県と同じ、ただし世帯合算は行わない	18歳に達した年度を過ぎた者については県と同じ	
			（県制度、市制度対象者ともに） 高校生以下 1 日400円、月2回まで	（県制度、市制度対象者ともに） 高校生以下 1割負担、負担限度額月額1,600円 高校生以下はなし
	重症心身障害者として、肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級と重度の知的障害（療育手帳A判定等）を、重複して有する障害児（者）の方		なし	

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
尼崎市	①身障3級 ②知的障害者中度 ③精神2級所持者	本人の所得基準は県と同じだが、配偶者・扶養義務者の所得制限はなく、世帯合算は行わない	県と同じ	18歳未満無料
西宮市	①身障3、4級（身障4級は入院のみ） ②知的障害者B1、B2（IQ・DQ60以下か、IQ・DQ61以上で自閉症） ③精神障害者2級（精神疾患による医療を除く）	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
芦屋市	①身障手帳3級 ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳2級	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
宝塚市	①身障者手帳3、4級 ②精神障害者保健福祉手帳2級 ③知的障害者手帳中度判定	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
川西市	①身体障害者手帳3級 ②療育手帳B1判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級	本人、配偶者、扶養義務者全員が市民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯	自己負担額の1／3を助成。ただし70歳以上及び65歳以上で後期高齢者医療制度加入者は対象外	自己負担額の1／3を助成。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は無料
	県と同じ	県と同じ	重度精神障害者の精神疾患による医療費について助成（償還払い） 県と同じ 高1～高3（18歳に達した最初の3月31日まで）は無料（償還払い）	
猪名川町	①身体障害者手帳3級 ②療育手帳B1判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級	本人、配偶者、扶養義務者全員が市民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯	上乗せは入院のみで、外来はなし	自己負担額の1／3を助成。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は無料

※伊丹市は県と同じ

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者は1,600円） 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

東 播

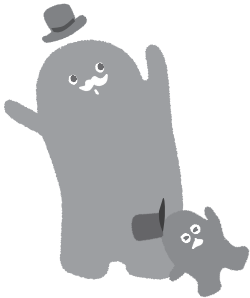
明石市	①身障3級（外部障害の方は市民税所得割非課税世帯のみ） ②療育手帳B1 ③精神2級	県と同じ	県と同じ （高校3年生〈18歳に達した最初の3月31日〉まではこども医療費助成制度で実施）
加古川市	①身障3級（心臓機能障害） ②60歳以上の身障手帳3級 ③療育手帳B1 ④精神2級	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
高砂市	①身障手帳3級（心臓機能障害のみ） ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳2級	県と同じ	県と同じ
播磨町	①身障手帳3級（内部障害のみ） ②療育手帳B1	県と同じ	県と同じ

※稲美町は県と同じ

北 播

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
三木市	県と同じ（中学３年生までは子ども医療費助成制度で実施。高校３年生（１８歳に達した最初の３月３１日）までは入院医療費を子ども医療費助成制度により償還払い）			
小野市	県と同じ		なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
加西市	県対象者に、精神障害者保健福祉手帳２級・３級所持者を追加	世帯合算は行わない	１８歳以下（１８歳到達後の最初の３月３１日まで）は、なし。他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い） １８歳超（１８歳到達後の最初の４月１日以降）は、県と同じ	
多可町	①身障３級 ②療育Ｂ１、Ｂ２	県と同じ	県と同じ	

※西脇市、加東市は県と同じ



重度障害者医療費助成

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する 低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者は1,600円） 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	70～74歳の場合、現物支給となり、受給者証を交付 ※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

西 播

姫路市	医療型児童発達支援センターから肢体不自由児通所医療を受けた場合も対象に含める（償還払い）	県と同じ	県と同じ
たつの市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
赤穂市	県と同じ（後期高齢者医療加入者は、身障手帳3級、または4級の一部も対象）	世帯合算は行わない	県と同じ
相生市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
宍粟市	県と同じ	世帯合算は行わない	18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）は、なし 18歳超（18歳到達後の最初の4月1日以降）は、県と同じ
福崎町	県と同じ	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
太子町	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
上郡町	県と同じ	中学生以下はなし	
佐用町	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）

※神河町、市川町は県と同じ

但 馬

	対 象 者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
豊岡市	県と同じ		中学3年以下は償還払いで自己負担なし	
香美町	県と同じ		県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
新温泉町	県と同じ	なし	1日900円 （月2回1,800円まで）	定率1割 3,600円までを控除した額

※養父市、朝来市は県と同じ

北摂・丹波

三田市	障害手帳3級所持者（身体）	世帯合算は行わない	県と同じ	
丹波篠山市	重度精神障害者の精神疾患による医療を含める	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
丹波市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
	精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	障害者本人、配偶者、扶養義務者それぞれの市市民税所得割額が23.5万円未満（世帯合算は行わない）	県と同じ一部負担金（600円等）、及び健康保険の自己負担額から一部負担金（600円等）を控除した残りの1/2を助成（償還払い） 自立支援医療分については、健康保険の自己負担額の1/2を助成（償還払い）	県と同じ一部負担金（1割負担等）、及び健康保険の自己負担額から、一部負担金（1割等）を控除した残りの1/2を助成（償還払い）

淡 路

洲本市	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
-----	------	-----------------------------------

※淡路市、南あわじ市は県と同じ

高齢期移行者医療費助成

対 象 者		所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
国	70歳未満の高齢者に対する国の医療費助成は、高額療養費制度などがあります。			
兵庫県	65歳～69歳の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
		区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で、かつ要介護2以上の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
	※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

阪 神

西宮市	65歳～69歳まで	区分1 県と同じ	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
		区分2 市民税非課税世帯で、要介護2以上の認定を受けている方。	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
芦屋市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
宝塚市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	

※神戸市、尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町は県と同じ

東 播

	対 象 者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
加古川市	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	

※明石市、高砂市、稲美町、播磨町は県と同じ

北 播

加東市	区分2における「要介護2以上の者」の制限なし	県と同じ		
-----	------------------------	------	--	--

※西脇市、三木市、小野市、加西市、多可町は県と同じ

西 播

太子町	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
佐用町	県と同じ	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	

※姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、上郡町は県と同じ



高齢期移行者医療費助成

対 象 者		所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
国	70歳未満の高齢者に対する国の医療費助成は、高額療養費制度などがあります。			
兵庫県	65歳～69歳の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
		区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で、かつ要介護2以上の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
	※助成対象に訪問看護療養費が追加されました			

但 馬

	対 象 者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
香美町	県と同じ		県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
新温泉町	県と同じ	なし	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 44,400円

※豊岡市、養父市、朝来市は県と同じ

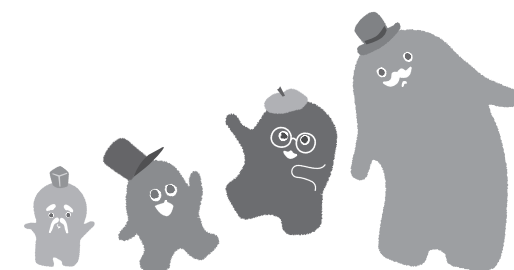
北摂・丹波

※三田市、丹波篠山市、丹波市は県と同じ

淡 路

洲本市	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
-----	------	-----------------------------------

※淡路市、南あわじ市は県と同じ



補聴器購入費助成

〈高齢者を対象とした制度〉

補聴器購入費補助制度

	対 象 者	助 成 額
明石市	①満65歳以上の方 ②耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方（聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方）	2万円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）
稲美町	同上	3万円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）
加西市	同上	3万円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）
多可町	同上	35,000円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）
相生市	同上 （聴力の程度が両耳聴力30dB以上70dB未満の中程度難聴）	2万円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）
養父市	同上	3万円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）
朝来市	同上	3万円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）
新温泉町	同上	3万円を上限（1人1回限り） （申請の前に購入したものは対象外）

〈兵庫県 軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業〉

対象者

1. 身体障害者手帳交付の対象とならない18歳までの方（誕生日以降、最初の3月31日まで）
2. 両耳とも聴力が、30dB以上70dB未満の方（ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、その範囲外でも対象となる場合あり）
3. 補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師が判断する方
4. 世帯の市民税所得割額の合計額が23.5万円未満の方

助成額

項目	名称	助成額
補聴器購入費	ポケット型・耳かけ型・耳穴型（レディメイド）・骨導式ポケット型	40,000円
	骨導式眼鏡型・耳穴型（オーダーメイド）	100,000円
補聴システム購入費	補聴システム（一式）	100,000円
耳あて等交換費	耳あて（イヤモールド）	6,000円
	耳穴型シェル（オーダーメイド）	18,000円

全自治体で実施していますが下記の自治体では一部助成が異なります

姫路市・上郡町・新温泉町

購入費用等の額の3分の2と上記助成額を比べて、少ない方の額を助成

宍粟市

購入費の10分の9を補助（下記表）

補聴器の種類		助成上限額	備考
補聴器	ポケット型	38,000円／台	補聴器本体（電池を含む。）及びイヤーマールド（必要とする場合）を含む。
	耳かけ型	47,000円／台	
	耳穴型（既製品）	78,000円／台	
	骨導式ポケット型	63,000円／台	補聴器本体（電池を含む。）、骨導シリーバー及びヘッドバンドを含む。
	骨導式眼鏡型	108,000円／台	補聴器本体（電池を含む。）、骨導シリーバー及びヘッドバンドを含む。
	耳穴型（特注品）	123,000円／台	補聴器本体（電池を含む。）を含む。
	FM補聴システム（受信機）	72,000円／台	充電電池を含む。
	FM補聴システム（送信機）	88,000円／台	充電電池を含む。
イヤーマールド		8,000円／個	
耳穴型シェル		23,000円／個	